

39 松戸市における建設工事からの騒音による慰謝料等責任裁定申請事件

(平成22年(セ)第10号事件)

(1) 事件の概要

平成22年12月6日、千葉県松戸市の住民1人から、建設会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が施工した建築工事から発生した作業騒音により、申請人は不眠症の健康被害及び転居費用等の財産上の被害を受けたとして、被申請人に対し、損害賠償金180万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。